平成２３年（フ）第３５号
北海道標津郡中標津町西８条北６丁目１番地10
債務者　溝口　正人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第９１８６号
大阪府交野市森南１丁目６番６―105号
債務者　前田　昭典
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０号
北海道旭川市末広２条５丁目５番16号　岩戸コーポＡ―１
債務者　笠間　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
北海道旭川市永山10条９丁目５番９号　小室マンション２―２―Ｄ
債務者　米澤　由華（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８６号
北海道旭川市豊岡９条３丁目１番11号
債務者　谷津　　香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７号
北海道旭川市永山３条21丁目１番25号　キャンパスロード321―102号室
債務者　福田　康文
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９０号
北海道旭川市神居５条12丁目３番９号　フレンドマンションＢ―201
債務者　太田　正治
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２６１８号
大阪市北区天満１丁目26番21―301号、前住所大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室
破産者　平野景子こと　金　　景分
1　主文　当裁判所が平成23年５月13日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室」とあるのを「大阪市北区天満１丁目26番21―301号、前住所大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２４７号
茨城県つくばみらい市戸茂323番地２
破産者　宇田川建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７２６号
東京都江東区門前仲町１丁目７番11号
破産者　株式会社ワールドエアーシステム
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５９号
静岡市葵区若松町40番地の１
破産者　有限会社たつみや
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４３号
名古屋市港区油屋町４丁目19番地
破産者　株式会社つくも家具
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２５号
神戸市須磨区行幸町３丁目２番19号
破産者　有限会社鈴木ビルサービス
1　決定年月日　平成23年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０１号
青森市大字新城字平岡160番地1601
破産者　有限会社マルミ産業
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
静岡県伊東市八幡野981―２センティール伊豆高原304号勝部満紀子方、住民票上の住所東京都清瀬市上清戸１丁目15番３号清戸ハイツ103号
破産者　竹村　秀樹
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７８号
東京都八王子市別所２丁目12番地３―803、開始決定時の住所東京都八王子市鑓水２丁目2304番地26
破産者　横山　文治
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部